

令和 7 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会 】

招 集 年 月 日	令和 7 年 3 月 12 日（水）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 7 年 3 月 12 日（水） 13:34～17:56		
出 席 委 員 (5 名)	副委員長 松橋 拓郎	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄
	委 員 三村 敏子	委 員 丹野 敏彦	
欠 席 委 員 (1 名)	委員長 松雪 照美		
出席職員 (32 名)	【特別職】 【議会事務局】 副村長 工藤 敏行 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 石川 歳男 課長補佐 遠藤 有子 主 査 池田 龍成 主 査 庄司都志哉 主 査 菅原 聡 主 査 相原 千里 主 査 畠山 友伴 主 任 土佐林 学 主 事 夏井 健太 【税務会計課】 課 長 近藤 比成 主 査 宮田 文美 主 査 石川 猛 【福祉保健課】 課 長 北嶋 学 課長補佐 小林 豊 主 査 渡辺 祥達 主 査 進藤 三枝 主 事 角田 伸代 主 事 安田 麻鈴 主 事 佐藤 佑樹 臨床検査技師 伊藤 茂美 【農業委員会】 局 長 澤井 公子 【教育委員会】 教育長 三浦 智 教育次長 宮田 雅人 主席次長補佐 後藤 克司 主 査 菅原 美子 主 任 薄田 穰 主 任 佐藤 純子 主 任 高橋 真也 主 任 太田 翼 主 事 竹田 美輝		

付 託 事 件	議案第 2 号 負担付贈与の受納について
	議案第 3 号 大潟村生態系公園条例案
	議案第 4 号 大潟村奨学金基金条例案
	議案第 5 号 大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案
	議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

	一部を改正する条例案
議案第 7 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 8 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 9 号	大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 10 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 11 号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 12 号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 14 号	大潟村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案
議案第 15 号	大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 17 号	大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 18 号	令和6年度大潟村一般会計補正予算案
議案第 19 号	令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第 20 号	令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第 21 号	令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
議案第 22 号	令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第 23 号	令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
陳情第 1 号	地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情
陳情第 2 号	「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
陳情第 4 号	デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	(開会 13:34) ただいまより、総務福祉教育委員会を開会いたします。 ただいまの出席委員数は5名です。定足数に達しておりますので、この委員会は成立します。 委員会の会議記録の作成は当局にお願いいたします。 なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、

発言者	発言要旨
	署名をお願いします。 審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案及び陳情等を確認します。 議案第 2 号「負担付贈与の受納について」、 議案第 3 号「大潟村生態系公園条例案」、 議案第 4 号「大潟村奨学金基金条例案」、 議案第 5 号「大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」、 議案第 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 7 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 8 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 9 号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 10 号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、 議案第 11 号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 12 号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 14 号「大潟村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案」、 議案第 15 号「大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 17 号「大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、 議案第 18 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」、 議案第 19 号「令和 6 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、 議案第 20 号「令和 6 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 21 号「令和 6 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 22 号「令和 6 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」、 議案第 23 号「令和 6 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」、 陳情第 1 号「地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情」、

発言者	発 言 要 旨
	陳情第 2 号「「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書」、 陳情第 4 号「デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書」 の以上 23 件です。 それでは当委員会に付託された案件について、審査に入ります。 審査の順番ですが、はじめに議会事務局、総務企画課、税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって福祉保健課関係そして教育委員会の順に行いますので、よろしくお願いします。 では、はじめに議案第 2 号「負担付贈与の受納について」、当局より説明を求めます。
池田主査	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	旧農業試験場生物工学部の建物をつくし苑が使っているかと思いますが、建物の維持補修や管理等は、全て村の管理になるということでしょうか。また、電気代などはつくし苑の方で払っているのでしょうか。
池田主査	現在、サポートつくしが利用している旧生物工学部の建物については、維持補修および電気代・水道代を含めて、サポートつくしの方で負担しており、今後も負担していただく予定となっております。
菅原（ア）委員	生態系公園の指定用途は概ね 10 年間ということですが、その 10 年間以後はどのように考えておられるのでしょうか。
石川課長	現在の契約上、指定用途は 10 年間ですが、村は生態系公園について、長い期間に渡って現在の機能を有した公園としておきたいということで、次の議案でも説明いたしますが、条例も設置したいと考えております。
松橋副委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第２号「負担付贈与の受納」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第２号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第３号「大潟村生態系公園条例案」について、当局より説明を求めます。
池田主査	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	今後、イベント等でキッチンカーを出店する際に、条例をすべて印刷して渡すのでしょうか。出店者に対してどのように説明しているのか教えていただけますでしょうか。
石川課長	そのようなケースになった場合、事業者の方から問い合わせが来るかと思われます。その段階で許可を取る必要があります。営業行為として施設を利用する場合には１日５,５００円を出店者からいただくことになります。一方で、カタマルシェ等の村が実施するイベントにつきましても、減免措置として、利用料が発生しないものと想定しております。
丹野委員	万が一、事故が起こったときのことを考えますと、条例については念のため説明する必要があると思いますが、どのような形で知らせるのでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
石川課長	条例の一つ一つを事業者の方に説明するというのではなく、噛み砕いた注意事項について、事前にお知らせした上で、来ていただくということになるかと思われます。なお、例規につきましてはホームページにも掲載していますので、その周知も場合によっては必要かと思います。
三村委員	これまで行われたイベントでは、キッチンカーが何台も来ていました。村が実施するイベントにつきましては、利用料が発生しないとのことですが、これまでは県のものであったため、県に村から支払っていたのでしょうか。
石川課長	これまでは県の条例に基づいて管理されておりましたが、村が県にお願いをして使わせていただきました。利用料については発生しておりません。
菅原（ア）委員	今後は村の施設として使われることになりますが、行われるイベントについて、予定している回数は決まっているのでしょうか。
池田主査	現在、地域おこし協力隊と共に、令和 7 年度以降の運営・管理についてはもちろん、イベントや研修等についても充実化に向けて話し合っております。その中で軸となってくるものがカタマルシェになります。カタマルシェは年に 3 回行いたいと考えており、それを軸に、間を埋めるような形で様々なイベントを催したいと考えております。研修につきましても、生き物観察会や星空観察会なども充実させたいと考えております。
菅原（ア）委員	協力隊の皆さんとも協議をしながら、より今まで以上に深めていくことができれば、村の宣伝にもなりますし、また、交流が深まり、人が集まることによって、村を知っていただき、様々なことで相乗効果が生まれ、良いことづくめのように感じますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。
丹野委員	昨年最後のイベントは、11 月の終わり頃か 12 月の初め頃と記憶しております。その際には、多くの人が集まっていたと思いますが、肌寒く感じました。イベントを企画する際には、開催時期等についても検討していただければと思います。
石川課長	昨年、初めて冬のイベントを開催いたしました。開催した感触としましては、寒さの割には大変多くの人に来ていただけたという感触を持っております。イベントにつきましては、四季折々、その時期に合ったイベントを開催

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	していきたいと考えております。来年 1 月には、温室ハウスが休憩所として使用可能になる予定となっております。来場者が快適に過ごせる環境を作っていきたいと考えております。 他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 3 号「大潟村生態系公園条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 3 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 5 号「大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
遠藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 5 号「大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 5 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 7 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
遠藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 7 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 7 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 8 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。

発言者	発 言 要 旨
遠藤課長補佐	こちらの議案第 8 号「特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」と次の議案第 9 号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」は、関連した内容となっておりますのでまとめて説明してもよろしいでしょうか。
松橋副委員長	はい、お願いします。
遠藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	休憩します。(14:08)
松橋副委員長	再開します。(14:09)
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありました議案第 8 号および議案第 9 号について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。議案第 8 号について討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 8 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 8 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 9 号について、討論を行います。議案第 9 号について討論ございませんか。

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 9 号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
松橋副委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 9 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 10 号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
相原主査	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	0 度を超えたため村は寒冷地手当の支給地域から外れたと聞いたのですが、この 0 度とはどのような基準でしょうか。
相原主査	国が寒冷地手当の支給地域を決定するにあたり使用している気象データは、気象庁が統計発表しております、メッシュ平均値によるところであります。この気象データにおいて、村における平均最低気温値が 0 度を上回ったことで、寒冷地手当の支給対象外地域となったものです。
菅原（ア）委員	大潟村が 0.1 度上回ったということで対象とならなかったということですが、これは年に 1 回の査定といたしますか、どのような基準で定められるのでしょうか。また、大潟村以外のこの周辺で、そこまでの気温の差はないと考えられますが、該当となった周辺の町村について、分かる範囲で教えてくださいませんか。
相原主査	寒冷地手当の支給対象地域の見直しにつきましては、気象庁によるメッシ

発言者	発 言 要 旨
	ユ平均値の見直しが 10 年ごとに行われておりますので、寒冷地手当の支給地域につきましても概ね 10 年を基準として見直しが行われております。周辺地域の状況でございますが、南秋地域では、支給対象外となっているのは大潟村のみとなります。近隣市町村におきましては、男鹿市も全域で支給対象外地域となっております。
菅原（ア）委員	10 年に一度ということは、10 年間は大潟村には支給されないということなのでしょうか。
相原主査	この先も 10 年をスパンとして見直しが行われるかどうかは、現在のところ不明であります。現状でお話しさせていただきますと、向こう 10 年は支給地域の見直しはないものと考えております。
松橋副委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 10 号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 10 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 11 号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
相原主査	【資料に基づき説明】

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 11 号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 11 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 12 号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
相原主査	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 12 号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 12 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 14 号「大湊村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
近藤課長	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	多目的会館東分館につきまして、今までの多目的会館と同じ条件で借りることができるのでしょうか。
近藤課長	これまでと同様に活用していただけます。
松橋副委員長	他に質疑ございませんか。
松橋副委員長	【なしの声】 ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。
松橋副委員長	【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 14 号「大湊村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 14 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 18 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局より説明を求めます。
庄司主査 石川主査 近藤事務局長 遠藤課長補佐 土佐林主任 宮田（文）主査 池田主査 夏井主事 菅原主査	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	大学等との包括連携事業において、70 万円減額となっている理由について教えていただけますでしょうか。
石川課長	フィールドワークにつきましては、4 大学と連携協定を結んでおります。せっかく結んだ連携協定でありますので、研究活動の中で、大潟村をフィールドワークとして活動していただきたいということで、6 月補正において補正予算措置をしていただいて、ホームページ上で募集をかけたところであります。今年度の活用は、東京農業大学の 1 校でありましたので、30 万円を支出しております。残りにつきましては、活用がなかったということで今回実績に伴う減額をさせていただいたところであります。特別旅費も全額減額しておりますが、村長が他の業務を兼ねて、国際教養大学および東京農業大学等と情報交換をしながら進めております。特別な事情があつて全く行わなかったということではありませぬので、ご理解いただければと思います。
菅原（ア）委員	企業版ふるさと納税の推進事業が 35 万 5 千円の減額ですが、この主な要因に

発言者	発 言 要 旨
畠山主査	ついて教えていただけますでしょうか。 企業版ふるさと納税については特別旅費が主な減額の要因になっております。東京での PR 活動や、企業版ふるさと納税の納税企業との懇談等の部分で旅費を計上しておりましたが、今回旅費を減額しております。先ほど総務課長からも一部ありましたが、村長を中心にその他事業において出張の機会が多くありますので、そういった機会を活用し PR 活動を進めているというような現状になっております。
丹野委員	ポルダーネットとは、現在どのような関わりがあるのか教えていただけますでしょうか。また、農業振興の観点から、IT 農業も村では行われているため、GPS 等について連携していただきたいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。
菅原主査	村とポルダーネットの関係ですが、ポルダーネット自体は既に解散をしております。村では、これまでプロバイダは全てポルダーネットと契約をしておりました。ポルダーネットはそのプロバイダ解散に伴いましてプロバイダ事業を終了するという事で、それをポルダーネットの上位企業である秋田ケーブルテレビにこの 2 月から全ての事業を移管しております。村内の利用者の皆さんには、秋田ケーブルテレビに移管する旨、承諾書のような書類が届いていたと記憶しております。それに伴いまして村のインターネット契約、インターネット回線契約とプロバイダ契約に関しては、全て 2 月から秋田ケーブルテレビの回線となり、プロバイダもポルダーネットからケーブルテレビに契約が変更されたところになります。 GPS 等につきましては、管轄としては総務企画課の範囲外にはなりますが、ポルダーネットとは、解散に伴いまして、何度か相談したことがあります。その中では、当初は解散で動いておりましたが、村民センターに設置している GPS 用アンテナを残して活用するためにポルダーネットを残してはどうかという話が出ているというところまでは聞き及んでおりますが、それ以上のところは、こちらでは承知をしていないということになります。
丹野委員	現在、大潟村のネットワーク関係につきましては、ポルダーネットとは全く関係ないものだという理解でよろしいでしょうか。
菅原主査	現状のプロバイダ契約等は全て手を離れたということになっております。

発言者	発 言 要 旨
丹野委員	しかし、関係性で言いますと、議会中継については、引き続きポルダーネットという名称ではなく、別の任意団体等に対する委託ということで、議会中継は続けてもらうということになっております。 議会の中継につきまして、いつ問題が起きるか分からないのではないかと考えております。中継の基盤を固める方法を考えるべきだと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。
菅原主査	先ほどポルダーネット解散という話を、伝えたところですが誤りでありました。県からは解散するという話は伺っていましたが、その後解散しないことになったと伺いました。議会中継の件ですが、こちらについてはポルダーネットとポルダーネットの後を継ぐ業者が決まるまでは、続けていただけるという話になっております。つきましては、来年度が検討時期ということで、令和7年度中に検討し、令和8年度にシステム構築や体制の構築を目指していくということになります。現在の中継の仕組みとしましては、ポルダーネットと役場の総務企画課の方で構築した仕組みとなっております。そのため、不測の事態があれば、職員が作業を行うことになると考えております。
松橋副委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	暫時休憩します。(15:37) 再開します。(15:40)
松橋副委員長	北嶋課長より、議案15号を先に採決しなければ議案第6号に進めないということでしたので、議案第15号から始めたいと思いますがよろしいでしょうか。 【異議なしの声】
松橋副委員長	それでは議案第15号「大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
進藤主査	【資料に基づき説明】

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	委員会を設置するのはその都度と書いてあったようでしたけれど、その都度で間に合うのか。前もって決めておいたりはしないのでしょうか。
進藤主査	委員には医師とか弁護士の方になっていただく予定ですが、候補については、事前に検討はしますが、設置については災害の発生時にその都度村長が委嘱することといたします。
三村委員	そうすれば候補となる人たちに一応前もって頼んでおくというような形になるのでしょうか。
進藤主査	候補の方々については、県の方からその都度紹介していただくということで、お話をしております。
三村委員	県の方からお医者さんなり弁護士なりを紹介していただくということですが、そうすれば、災害が起きた時点で、県の方から決められた人たちが示されていて、それを村長が指名するという形になるのでしょうか。
進藤主査	具体的な取り決めを書面で交わしているわけではありませんが、村の方から県の方に紹介してくださいという依頼をして、紹介していただいた方に村が委嘱するという形になります。
三村委員	災害が何回も起きている中で急がなければいけないということがあったので、これは問題なく、スムーズにできるということの理解でいいのですね。
進藤主査	お見込みの通りです。
菅原（ア）委員	この災害というのはいろんな種類があると思うんですよね。それによってお医者さんとか弁護士さんとか、その道に通じているプロみたいな方を、県の方にお願ひしますという形でお願ひして、そちらの方から紹介された人に村長が委嘱するという事でよろしいでしょうか。

発言者	発言要旨
進藤主査	いろんな災害があるとは思いますが、今定める審査会については災害関連死ということになるので、災害の違いによって、専門のお医者さんが違うということはないのかと思います。
丹野委員	わかれば教えていただきたいのだけど、弁護士は災害の後だったらわかるが、弁護士も医者と同等にお願いするっていうのは、どういうときに想定されるのですか。災害が起きて、その後の対策というか、訴えるとか、訴えられたとかというのは弁護士が出てくるのだろうけど、それはどういう災害のときに弁護士が活躍するのですか。
工藤副村長	災害というといろんな場面が考えられますので、お医者さんの場合はそれぞれのその災害状況によって専門の診断ができる方を村で委嘱していく場合は、ある1人の方というふうになってしまいますので、その災害のケースによって県ではいろんな専門員の方を多分掌握していると思いますので、その都度そういった対応ができるということになると思います。 弁護士については、災害の要因になった、そういった民法的なことも法律上生じる可能性もありますので、弁護士司法サイドのそういった知見から、審査していただけるということで、それをまた県の方から紹介していただいたほうが災害の種類によって対応しやすいだろうということで考えています。そのあたりは、これから県に聞いて、どのようにしたらいいのかまず、早急に対応できるような体制を整えておかねばなりませんので、そういったものを村サイドで委嘱するなり、ある程度最初に決めておけるとすれば、そのようにしておいた方がよろしいかとは思っております。
丹野委員	ということは災害時じゃなくて、その災害をトータル的に解決するまでの間っていうスパンで考えるということでの弁護士の働きも必要だという認識でいいのですか。
工藤副村長	これはまず死亡弔慰金等見舞金の支給に関する審査ですので、それに関連して亡くなったとか、そういったことの精査になってきますので、そういうサイドから審査していただくということになります。
川渕委員	その場合には委嘱する人の報酬といいますか、それを決めておかなくてもいいものでしょうか。

発言者	発言要旨
進藤主査	委員の報酬につきましては、議案第 6 号の方で提案しておりますので、こちらの方で審査していただければと思います。
松橋副委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
	【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 15 号「大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 15 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	議案第 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
澤井局長	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。
	【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
松橋副委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 6 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	議案第 18 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課部分について、議題といたします。当局の説明を求めます。
小林課長補佐 進藤主査 渡辺主査 角田主事 安田主事	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	個人番号カードの交付について、財源更正も行われていますが、個人番号カードの取得率は何%でしょうか。
角田主事	個人番号カードの取得率について、人口に対する保有枚数率は大潟村が 2 月末時点で 79.3%となっております。
丹野委員	58 ページにある不妊治療助成事業が 111 万 6 千円の減額になっていますが、これは何人分というか何回分というか、大変ということで辞められた方がいるということですか、それとも、ある程度申し込みの規模を余計に取っていたのが年度末になって、不用額にしたということですか。

発言者	発 言 要 旨
渡辺主査	減額の理由ですが、現在の実績は3夫婦で約50万円の支出となっております。もうひと組相談を受けておりまして、その方についての分も考慮して実績見込みを出しまして、余るであろう分を減額しております。
丹野委員	予算で何人分と決まっているでしょうけれども、予算だからそんなにどんぶり勘定みたいなことはできないのだろうけど、これもうちょっと減ってくるから、もう少しアップしてあげようかなということは、できないのですか。
渡辺主査	不妊治療の助成の金額ですけれども、要綱等で定められております。補助についても、まず県の方でも補助がありましてそちらの方でまず補助金を申請していただいて、県でカバーできない部分を村の方でカバーするというふうな形になっております。
松橋副委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは次に、議案第19号「令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局より説明を求めます。
伊藤技師	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
川渕委員	大潟村の診療所では、コロナワクチンの後遺症というのは、誰も出てないものでしょうか。
伊藤技師	ワクチンの後遺症については発熱等、あと腕の痛みというお話はありますが、それは数日で改善しております。特に重症化というのはなかったです。
松橋副委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 19 号「令和 6 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 19 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	休憩します。(16:38) 再開します。(16:38)
松橋副委員長	あらかじめ、委員会の時間を午後 6 時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。 【異議なしの声】
松橋副委員長	委員会を午後 6 時まで延長いたします。
松橋副委員長	それでは次に、議案第 20 号「令和 6 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
安田主事	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 20 号「令和 6 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」 について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 20 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	それでは次に、議案第 21 号「令和 6 年度大潟村介護保険事業特別会計補正 予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
佐藤主事	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	地域密着型介護サービス費が 30 万円減額となっております。もちろん実 績に伴う減額だとは思いますが、どのような要因でこの減額になっている のでしょうか。
佐藤主事	地域密着型介護サービス費の減額の理由ですが、サービス利用者の減に伴 うものです。
松橋副委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 21 号「令和 6 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 21 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	それでは次に、議案第 22 号「令和 6 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
小林課長補佐	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 22 号「令和 6 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

発言者	発 言 要 旨
	【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 22 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	それでは次に、議案第 23 号「令和 6 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
佐藤主事	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。
	【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
	【なしの声】
松橋副委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 23 号「令和 6 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 23 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	休憩します。（17:09） 再開します。（17:11）
松橋副委員長	それでは、議案第 4 号「大潟村奨学金基金条例案」について、当局より説明を求めます。

発言者	発 言 要 旨
太田主任	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいまの当局の説明について、何か質問はございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第４号「大潟村奨学金基金条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第４号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	次に、議案第１７号「大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
佐藤主任	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいまの当局の説明について、何か質問はございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 17 号「大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 17 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	次に、議案第 18 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、教育委員会部門について、当局より説明を求めます。
菅原主査 佐藤主任 高橋主任 太田主任 竹田主事	【資料に基づき説明】
松橋副委員長	ただいまの当局の説明について、何か質問はございませんか。
丹野委員	小学校費の人件費について、減額補正が大きくなっていますが、どういう理由でしょうか。
太田主任	人件費の減額は総務企画課の指示によるものですが、全体の人数には変更はなく、会計年度任用職員の勤務実績見込みに伴う減額だと聞いております。
三浦教育長	年度の途中で自己都合により退職された方がおり、新たな職員を雇用するまでの間の 1, 2 か月程度、期間が空いてしまったことによるものだと思います。
丹野委員	在宅子育て支援事業の減額理由について、もう一度説明をお願いします。

発言者	発 言 要 旨
佐藤主任	対象となる人数としては 24 人と例年と大きく差はないのですが、早期にこども園に入園する 0 歳児が多く、商品券の配布対象から外れてしまう子どもが多かったため、1,000 枚分程度の予算が残る見込みとなったため、減額補正を行っております。
松橋副委員長	ほかに質疑ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	ないようですので、ここで質疑を終結いたします。 それでは、討論に入りますので、当局は、関係各課長を呼んでください。
松橋副委員長	暫時休憩します。(17:37) 再開します。(17:40)
松橋副委員長	議案第 18 号「令和 6 年大潟村一般会計補正予算案」についての討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 18 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松橋副委員長	全会一致であります。 よって、議案第 18 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松橋副委員長	次に、陳情等の審査に移りますので、当局は、課長と書記の方を残して退席してください。
松橋副委員長	暫時休憩します。(17:41) 再開します。(17:41)

発言者	発言要旨
松橋副委員長	陳情第1号「地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。 【資料黙読】
松橋副委員長	暫時休憩します。(17:42) 再開します。(17:42)
松橋副委員長	意見などございましたらお願いいたします。
三村委員	少し調べてみたのですが、この基地の辺野古移設で建設されている建設地が非常に柔らかく地盤が軟弱であるということで、杭を7万本ぐらいも打たなければいけないような難工事になっているということでした。知事も反対しているし、県民も反対していますので、この意見書提出に関する陳情に関しては、賛成したいと思います。
丹野委員	今三村委員が言われたように、そういう問題点それから陳情事項にも書いている通り、その問題点というのは、十分にわかるし、心情的にはもうできるだけやめて、別のところにもって行った方がいいんじゃないのかなという気は十分にするのですがけれども、日本の国防だとか、今の世界情勢を鑑みたときに、本当に大変沖縄の人には申し訳ないけれども、やっぱりそれなりに国も考えてやっていると思うので、まず私は、不採択かなと思います。ましてや、東北の北の方のあれで、本来ならば賛成反対云々って言える立場でもないと思うんだけど、まず、大きく国防ということを考えたときに、非常に申し訳ないけれども、これは不採択というか、沖縄の方には申し訳ないけれども、不採択にしたいと思います。本来ならば趣旨採択だけでもいいんだけどそういうのはないっていうんで、不採択でお願いします。
川渕委員	私も丹野委員さんの意見に同じでございます。やはり自分の国は自分で守るということを念頭に置いて、本当に沖縄の人には大変申し訳ないような気がしますが、その分国のいろんな予算といいますか、そういうので精一杯そのカバーをして、やはり辺野古への基地の移転といいますか、飛行場の移転はやはり進めるべきだと私は思います。それですから、不採択という形

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	でお願いしたいと思います。 他にございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、採決いたします。 陳情第1号「地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手少数】
松橋副委員長	挙手少数であります。 よって、陳情第1号は、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。
松橋副委員長	それでは次に陳情第2号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。 【資料黙読】
松橋副委員長	意見などございましたらお願いいたします。
三村委員	これは早く選択的夫婦別姓を導入しなければ、活躍している女性が海外行くとか、なかなか難しい状況に陥っていて、事実婚を選ぶ人たちも増えていきますので、別姓を強制されているわけではなくて、選択的に選んで別姓をされる方たちが、選択的夫婦別姓を望んでいるわけですので、この陳情書は採択したいと思います。
菅原（ア）委員	今、この問題については日本全国でいろいろなことでこの角度から報道されています。私達世代は男女ということで、結婚ってということが普通の世代として生きてきたんですけれども、もし結婚されて子どもが生まれたときのことやっぱりいろいろ考える必要があるのではないかと。まず確かに今それを選択できるということに関して言えば、それは旧姓でいろいろ活躍され

発言者	発 言 要 旨
丹野委員	てきた人たちにとっては本当に仕事上不利な面とかいろいろ聞いていますけれども、私は不採択にしたいと思っています。 今国会でも問題になっていて、どうなるのかわからないなっていう問題なんですけれども、やはりもう時代の流れとそれから今までにないような、手書きでやっていた戸籍が IT を使って管理できるということで、まずここに書いてあるように、女性の方が 95%以上夫の姓を名乗らなきゃいけないっていうのも、時代の流れからしてみれば問題なのかなということもあるので、これはまず弁護士会の方からのあれなので、これはまず、考え方に一石を投じるという意味もあって採択でもいいのかなという気がします。
松橋副委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松橋副委員長	それでは、採決いたします。 陳情第 2 号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採決に関する陳情書」について採決することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手半数】
松橋副委員長	可否同数であります。 よって、陳情第 2 号は、委員会条例第 15 条により委員長が決します。 本案は、委員長の決するところにより、採択とすべきものと決しました。
松橋副委員長	採択陳情第 2 号が採択と決したことにより、最終日の本会議において、意見書案を提出する必要があります。 意見書案の作成はどのようにしましょうか。 【委員長一任の声】
松橋副委員長	なお提出に当たっては、提出者は委員長である私になりますが賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。
松橋副委員長	それでは次に陳情第 4 号「デジタル・ベーシックインカム導入に関する意

発言者	発 言 要 旨
松橋副委員長	見書の提出についての陳情書」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。 【資料黙読】
菅原（ア）委員	意見などございましたらお願いいたします。
三村委員	調べてみましたがどう考えてもこれ不可能っていうか、無理ではないかと思 います。 なので、この陳情に関しては不採択としたいと思います。採択しない意見です。
菅原（ア）委員	これからは AI やロボット技術が発達し、人間の仕事が AI に代替されていく という中で、導入が有効であるような書かれ方をしていますけれども、あまりにも ついていくのがちょっと早すぎるというか、ちょっとこれは難しいのではないかと 思います。導入までにはまだまだもう少し時間が必要なのではないかとこのこ とで、私も不採択にしたいと思います。
川渕委員	不採択でお願いします。
松橋副委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松橋副委員長	それでは、採決いたします。 陳情第 4 号「デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出に ついての陳情書」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。
	【挙手なし】
松橋副委員長	挙手少数であります。 よって、陳情第 4 号は、賛成少数により、不採択とすべきものと決まし た。
松橋副委員長	以上で当委員会に付託のありました案件は全て終了いたしました。 これで総務福祉教育委員会を閉会いたします。

発言者	発言要旨
	(閉会 17:56)